

上尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 8 号

上尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

上尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成 3 1 年上尾市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 1 条第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同条第 2 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同条第 3 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同条第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同条第 6 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則第 8 1 条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。